

電子複写不可

南部スマトラ
南丸 哇
北部スマトラ

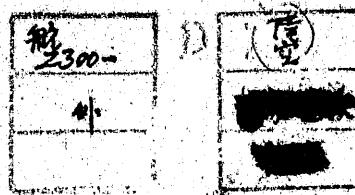
方面

航空作戦記録

昭和21年8月調製
同 24年5月複製

第一復員局

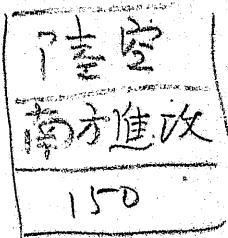
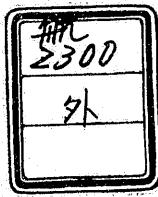
防衛工修所戰室



0088

南部スマトラ
爪哇方面
北部スマトラ
航空作戦記録

第3飛行集団作戦主任軍團　官房審査課
による。



ラベル標示である。

昭和 21 年 8 月 調整

昭和 24 年 5 月 調整

第一復員局

防衛研修所戦史室

0089

昭和20年10月12日附「戦争記録調査の指示」即ち日本国政府宛命令第126号により日本陸軍省並に同參謀本部の所有する軍部の歴史的諸記録及正式諸記録は本指置によつて調査せられることとなつたし註1。日本陸軍省と參謀本部は解体し且従来の諸機能は復員局へ移管となつた。一般的調査業務は復員局によつて継続せられ一環した作戦記録が作られた。これらの作戦記録を作製準備すべき細部の指示は「日本戦史」に関する昭和20年12月15日附及同21年1月21日附の覚書中にある。

本作戦記録にある基礎資料は元将校によつて作製せられたものである。此等元将校は作戦間大兵团内の指揮に当り或は參謀系統に属したものである。こゝで注意を喚起するの要ある点は空爆と火災による重大な破壊のため東京記録は失われ資料の大半は記憶により再編修せられたことである。

この種記録の作成に当り前に必要なる当時の命令、計画、部隊日誌等(原本)の大部分は作戦間乃至空襲中に滅失した為にその数少なく資料編纂の仕事を極めて困難ならしめた。殊にその甚だしがつたのは軍務局及作戦部にあるべき兵力に関する正式記録を全く欠如していた点であつた。然し重要な命令、計画、概算等の多くは記憶により再生され従つて原本と一字一句同一とは云えないがそれは概して正確且信拠性のあるものであると思われる。更に調査の継続と従来利用し得なかつた原文記録の偶然的発見によつて諸資料は復員局によつて作られる今後「補遺」に記録せられる豫定である。

註1 本覚書に基く措置並次で採られた詳細なる諸指示は連合軍司令部第2部長によつて出された。同第2部長は1945年10月2日の連合軍一般命令第9号によつてその計画を遂行する責任を持つていたものである。

日本陸軍の資料を利用するに当り米国の利益を保護せんが為、一般命令第9号の第4項に於て日本政府の保管しめる敵国書類及作製記載せる書類の再調査を規定した。19

46年夏日本政府が提出したオ1回の作戦記録を仔細に検討せる結果日本側に戦史記載の程度に関し誤解のあつたことを認めた。仍つて1946年11月21日オ2部長は指示を与えた。これによつて日本政府は更に広範囲に亘り日本軍の作戦を記録することとなつた。斯くてオ2部は連合軍翻訳及通訳部に小規模の歴史調査課を設け、金針酒の協調を取り得るに至つた。

0091

南部スマトラ
爪哇方面航空作戦記録
北部スマトラ

昭和21年8月調製
昭和24年5月複製
第1復員局

0092

航空作戦記録の編纂準備下記の如し。

1. 陸軍大学校教官石川普大佐、堂園勝二大佐等が航空関係学生の教育資料として蒐集しありたる一部記録を主体とする。
2. 前項記録を基礎とし当時のオ3飛行集団作戦主任参謀宮子実大佐が更に増補修正したるものなり。

一
ラ

0093